

ひと、暮らし、
みらいのために

せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署(栗原市瀬峰下田50-8, 電話0228-38-3131)

熱中症に注意！！
暑さはこれからです

STOP! 熱中症

令和元年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

労働災害発生状況(令和元年6月末現在)

	管内(登米・栗原)被災者数		県内被災者数	
	令和元年	平成30年	令和元年	平成30年
休業4日以上	49	76	954	1194
死亡	1	2	10	10

【判例紹介】

第3回 求人票記載の募集条件と実際の労働条件が異なる場合

【判決概要】

求人申し込みは応募の誘引に過ぎず、応募は契約の申込みであることから、求人広告等の内容がそのまま、労働契約の内容になるとはいえない。しかし、採用の際に、求人者と応募者間で、こうした求人広告等の内容を変更すると合意したと認められる特段の事情がない限り、求人広告の内容は労働契約の内容となる。

求職者は当然、求人票記載の労働条件が雇用契約の内容になるものと認識し応募しています。求人者もその労働条件が雇用契約の内容になることを前提としているはずで、よって、求人票記載の労働条件は、当事者間でこれと異なる別段の合意をしたなど特段の事情がない限り、雇用契約の内容になるものと解されます。求人票の内容を労働契約の際に一方的に変更することのないように願います。

パートタイム労働者、有期雇用労働者、事業主の皆さま

同一労働同一賃金 特別相談窓口のご案内

開設期間：令和元年6月4日～令和2年3月31日

「パートタイム・有期雇用労働法」が令和2年4月1日（中小企業は令和3年4月1日）から施行されます。

これにより、

★同じ企業で働く、正社員と非正規社員（パートタイム労働者・有期雇用労働者）の間の、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について不合理な待遇差の禁止

★労働者に対する、正社員との待遇の違いやその理由に関する説明義務の強化

などの改正が行われます。

特別相談窓口では、これらに関する相談の他、法律のその他の規定に関する相談についてお受けしています！

お問合せ、ご相談はこちらの特別相談窓口へ

受付時間 9時00分～16時30分
※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 022-299-8844 / 022-299-8834

住所 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階
(宮城労働局 雇用環境・均等室内)

- 徒歩 仙台駅（東口）から徒歩約20分
- 電車 JR仙石線 榴ヶ岡駅から徒歩約7分



相談は無料です！
プライバシーは厳守します！



【あとがき】

今年の梅雨は涼しい日が続きました。例年と違い梅雨が明けると急激に暑くなります。となると体が順応せずに熱中症になるおそれが増します。とにかく水分塩分補給・涼しいところでの休憩をお願いします。

〈せみね監督署だよりは宮城労働局ホームページに掲載中（監督署からのお知らせ 瀬峰監督署）〉